

富山市電業協会

会長 増山 一雄 様

富山市長 藤井 裕久

(公印省略)

令和5年度に発生した災害の復旧工事における
主任技術者及び現場代理人の兼務要件緩和について

令和5年度に発生した災害復旧を効率的かつ迅速に実施するため、当該工事に配置される主任技術者及び現場代理人の兼務要件について、次のとおり取り扱うこととします。

1 対象工事

令和5年6月27日から28日にかけての豪雨に係る災害復旧工事

令和5年7月11日から14日にかけての豪雨に係る災害復旧工事

令和6年1月1日の能登半島地震に係る災害復旧工事

2 主任技術者の兼務要件の緩和について

次の兼務要件を満たし、かつ、対象工事を含む場合、同一の専任の主任技術者が3件まで兼務できることとする（対象工事以外の工事は、従来どおり2件まで兼務できる。）。

なお、現場代理人と専任の主任技術者の兼務についても同様の取扱いとする。

【兼務要件】（変更なし）

次のすべてを満たす場合

(1) 国、県、市町村等が発注する工事であること。

(2) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請負人が施工する場合等を含む。）で、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接工事であること。

(3) 富山市低入札価格調査制度実施要領に定める調査基準価格を下回って落札された工事でないこと。

【特記仕様書への明示】

対象工事の特記仕様書には、次のとおり記載する。

(明示例)

第〇〇条 他工事の主任技術者との兼務

本工事における主任技術者と他工事との兼務について、兼務できる工事の件数は、専任を要する工事を含む場合は3件までとする。

ただし、兼務する工事の発注者に兼務可能か否か事前に確認し、承認を受けるものとする。

3 現場代理人の兼務要件の緩和について

次の兼務要件を満たし、かつ、対象工事を含む場合、工事現場相互の間隔が10km程度の場合においては、富山市が発注する工事と他の発注機関の工事とを含め3件まで兼務できることとする（対象工事以外の工事は、従来どおり富山市が発注する工事1件と他の発注機関の工事1件まで兼務できる。）。

【兼務要件】（変更なし）

次のすべてを満たす場合

- (1) 特記仕様書に現場代理人の兼務ができない旨の記載がされた工事でないこと。
- (2) 富山市低入札価格調査制度実施要領に定める調査基準価格を下回って落札された工事でないこと。
- (3) 工事現場の運営、取締り等が困難でないこと。
- (4) 発注者と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (5) 発注者が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること。

(担当) 財務部契約課工事契約係

(電話) 076-443-2025